

議案第 22 号

小松島市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

小松島市企業立地促進条例（平成 7 年小松島市条例第 25 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市企業立地促進条例の一部を改正する条例

小松島市企業立地促進条例（平成7年小松島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「固定資産税が最初に賦課される年度」を「当該奨励指定事業所の操業を開始した日以後最初に固定資産税が賦課される年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日において、現に第3条第1項の規定による指定を受け、かつ、改正前の第5条第2項の規定による最初に賦課される年度の固定資産税の減免措置を受けていない奨励指定事業所については、改正後の第5条第2項の規定を適用する。
- 3 この条例の施行の日の前日において改正前の第5条第2項の期間中にある奨励指定事業所にかかる固定資産税を減免することができる期間については、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。